

(平成23年9月7日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認和歌山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 2 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和61年4月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和13年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和61年4月から平成2年2月まで

私は、昭和61年4月頃、A国日本大使館の領事から、「海外在住の日本人も国民年金に加入できるようになったので加入しておきなさい。」と言われ、国民年金の申込用紙を手渡されたので、自分で当該申込用紙を日本国民年金協会に送付し、国民年金の加入手続を行った。

また、国民年金保険料については、初回は上記申込用紙と一緒に日本国民年金協会に小切手を送付し、数年間は毎年4月頃同協会に小切手を送付していたが、途中からは口座振替により納付した。

以上のことから、申立期間は、国民年金保険料を納付しているはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金被保険者資格取得届（申出）書には、平成2年3月1日付けで国民年金の任意加入被保険者資格を取得する旨記載されており、オンライン記録における資格取得日と一致している上、日本国民年金協会において作成された番号払出簿（日本国民年金協会分）によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、同年3月26日に払い出されていることが確認でき、これ以前に申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間に該当する。

また、申立人は、「昭和61年4月頃、国民年金の申込用紙を日本国民年金協会に送付した。同時期に友人4人も国民年金の加入手続をしたと思う。」と供述しているものの、上記資格取得届（申出）書の受付印欄に「受付 2.2.26（社）日本国民年金協会」の押印が確認できる上、オンライン記録によると、

申立人と同時期に国民年金の加入手続を行ったとされる友人4人は、昭和62年1月5日から平成2年6月18日までの間にそれぞれ時期を異にして国民年金の任意加入被保険者資格を取得していることが確認でき、申立人の供述とは符合しない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料納付について証言できる者として挙げている2人及び上記友人4人の合わせて6人のうち、連絡の取れた4人の供述から、時期の特定はできないが、申立人がA国日本大使館の領事から国民年金被保険者資格取得届(申出)書を受け取ったことは推認できるものの、当該4人から、申立人の国民年金の加入手続及び保険料の納付状況についての具体的な証言を得ることはできなかった。

加えて、申立人は、「申立期間の一部は、B金融機関(現在は、C金融機関)の非居住者円普通預金口座から口座振替で国民年金保険料を納付していた。」と供述しているものの、C金融機関に保管されている申立人に係る非居住者円普通預金口座申込書及び国民年金保険料口座振替依頼書によると、非居住者円普通預金口座及び国民年金保険料口座振替の申込日はいずれも平成2年3月1日となっていることが確認できる。

このほか、申立期間は47か月に及んでおり、その間、日本国民年金協会及び社会保険事務所(当時)において、国民年金保険料の収納記録における事務的過誤が繰り返されたとは考え難い上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料の納付をうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、申立人は、「申立期間当時、日本国民年金協会がA国日本大使館に対して、広報通知及び国民年金の申込用紙を送付した記録があるか調べてほしい。」と供述しているところ、日本国民年金協会は、「当時の書類が無いため、不明である。」と回答している上、日本年金機構は、「申立期間当時、A国日本大使館に対して、社会保険庁(当時)がどのような広報を行っていたか、また、国民年金被保険者資格取得届(申出)書を送付していたかどうかは不明である。」と回答している。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年12月から2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和37年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年12月から2年2月まで  
年金事務所からの回答では、申立期間に係る国民年金保険料の納付記録が無い。

しかし、私は、平成2年3月又は同年4月頃に、申立期間の国民年金保険料を3か月分まとめて銀行で納付したはずなので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間前の未納であった国民年金保険料については、会社に勤務していた時に社会保険事務所(当時)から送付された納付書でまとめて納付した。」と供述しているところ、i) オンライン記録及びA市町村の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、昭和61年10月27日に国民年金被保険者資格を喪失している記録が確認できること、ii) オンライン記録によると、申立人に対して、62年12月9日に過年度保険料に係る納付書が作成されていることが確認できること、iii) 当該被保険者名簿の備考欄には、「未納S61.6~61.9(4ヶ月分) ¥28,400-63.1.28入」と記載されていることが確認できることから、申立人は、国民年金被保険者資格を喪失後、未納となっていた61年6月から同年9月までの保険料を社会保険事務所から発行された過年度保険料の納付書により63年1月28日に納付したものと推認でき、申立人の主張と当該記録は符合するものの、オンライン記録及び当該被保険者名簿には、申立人が、61年10月27日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を再取得した記録が無い。

また、申立人は、「私は、平成2年3月又は同年4月頃に、申立期間の国民年金保険料を3か月分まとめて銀行で納付した。」と申し立てているものの、国民年金の加入手続を行った記憶は無く、申立人から申立期間に係る国民年金

の加入手続の状況について具体的な供述は得られないところ、申立人に対して、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない上、前述のとおり、申立人が、昭和61年10月27日に国民年金被保険者資格を喪失した後、同資格を再取得した記録が無いことから、申立期間は、国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、納付書ではなく、銀行の窓口で指示された用紙で納付した。」と供述しているものの、A市町村は、「銀行の窓口では、国民年金保険料の納付書を使用しないで、保険料を納付することはできない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 12 月 23 日から 47 年 6 月 1 日まで

私は、A社（現在は、B社）に勤務していた当時、同じビル内にあったC事業協同組合の仕事も併せて行っていたが、62歳の時、社会保険事務所（当時）で、申立期間の厚生年金保険被保険者期間は無い旨伝えられた。

その後、平成 22 年 9 月 25 日に日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」において、初めて脱退手当金が支払われたこととされていることを知ったが、私は、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、調査の上、申立期間が厚生年金保険被保険者期間となるよう記録の訂正を希望する。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を請求しておらず、受給していないとしている。

しかしながら、申立人のC事業協同組合に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票に、脱退手当金が支給されたことを示す「脱退」の表示が有る上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、同事業所における厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和47年10月11日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 17 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和33年3月1日から37年1月27日まで  
② 昭和37年1月22日から38年6月4日まで

日本年金機構から送付された「脱退手当金に関わる厚生年金加入記録」によると、申立期間①及び②について、昭和38年9月6日に脱退手当金が支払われたこととされている。

しかし、私は、脱退手当金を請求し、受給した記憶が無いので、申立期間①及び②を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社（現在は、B社）に係る厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同時期（おおむね2年以内）に脱退手当金の受給要件を満たし厚生年金保険被保険者資格を喪失した女性40人について、脱退手当金の支給記録を調査したところ、申立人を含む30人について脱退手当金の支給記録が確認でき、そのうち23人が資格喪失後約6か月以内に支給決定されていることが確認できる上、同社における当時の社会保険事務担当者は、「当時、会社が脱退手当金の請求手続を代理で行うことはなかったが、退職する従業員から申出があれば、脱退手当金の請求手続に必要な書類を渡していた。」と回答していることを踏まえると、当時、同社では、女性退職者の多くが、同社から脱退手当金の請求に必要な書類をもらい、請求手続を行っていたことがうかがえる。

また、オンライン記録によると、申立期間に係る脱退手当金は、申立期間②に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和38年9月6日に支給決定されていることが確認できること、申立人が同被保険者資格を喪失した同年6月から申立人の夫が厚生年金保険に加入した49年9月の前月までの間は、国民年金の強制加入対象期間であるものの、国民年金手帳記号番号払出簿によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、48年7月17日に払い出されていることが確認でき、申立期間に係る脱退手当金の支給決定当時、申立

人に公的年金を通算する意思はうかがえず、申立期間に係る脱退手当金を受給することに不自然さは無い。

さらに、申立人には、申立期間の前に脱退手当金が未請求となっている別事業所での厚生年金保険被保険者期間が有るが、未請求の被保険者期間と申立期間である被保険者期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳の記号番号で管理されており、当時、請求者からの申出が無い場合、社会保険事務所（当時）では、別番号で管理されている被保険者期間を把握することは困難であったことを踏まえると、支給されていない期間が存在することに不自然さはうかがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。